



教皇様の敵

Libreria Editrice Vaticana, Città del Vaticanoの転載許可済 © 1997 発行所 財団法人 精道教育促進協会 〒659 兵庫県芦屋市松戸町12-6 TEL 0797-31-3452・FAX 0797-31-3448

マリアはすべての罪から守られていた

聖母マリアと教会・シリーズ10

1 聖母マリアは受胎の瞬間から、いかなる罪の汚れ

からも守られていた。だからマリアは完全に聖なる者と呼ばれるにふさわしい。…時代を経るにつれて、この確信はだんだんと典礼と神学の中へ根をおろしていきました。十九世紀の始めにいたって、無原罪の御宿りの特権を教義として制定するよう求める請願が出されました。

世紀なかば、この要請を受けるため教皇ピオ九世は神学者たちの意見を聞いた後、このような決定の妥当性と可能性について司教たちに問いました。いわば「書面による公会議」を召集したのでした。結果は驚くべきものでした。六〇四名の司教の大部分が、この問いに対して肯定

的な答えを出したのです。

教義の制定に教会の信仰を反映させるため、教皇は広く人々の意見を求めることに熱心だったわけですが、それが一段落した後、教皇は同様の熱意で書類の作成に取りかかりました。

祝された処女は

全ての罪の汚れを免れていた

啓示された教えを決定するため、ピオ九世は神学者たちの特別委員会を設置しましたが、同委員会は教会で行なわれてきた事柄を特に重視することにしました。この規準に従うことにより、教義を公式化する上で影響があらわれました。学問的な定義よりも、教会の生きた経験やキリスト信者の信仰と礼拝から

生まれた表現が優先されるようになったのです。

ついに一八五四年、大勅書「イネファピリス」で、ピオ九世は無原罪の御宿りの教義をおごそかに宣言しました。「…次の教義を宣言し、公表し、定義する。人類の救い主キリスト・イエズスの功績を考慮して、処女マリアは全能の神の特別な恩恵と特典によって、その懐胎の最初の瞬間において、原罪のすべての汚れから前もって保護されていた。この教義は神から啓示されたものであるので、これをすべての信者は常に固く信じなければならぬ。」(カトリック教会公文書資料集2803、以下DS)

無原罪の教義の宣言は、信仰

2 「原罪の全ての汚れ」から免れていたということ

は当然、あらゆる罪から免れていた、従ってマリアは完全に聖なる者であると宣言できることを意味します。これが、教義上の定義を基礎とした教えです。実のところ、西方教会では以前に原罪をめぐる論争があり、マリアの特権については否定的な言い方がされていたのですが、その見解はマリアの聖性を明確に打ち出すことによって補足されなければなりません。東方では昔から、マリアの聖性をはつきりと表明してきたのです。

ピオ九世による定義は、原罪から免れていたことを示すに留まり、欲情からもまぬがれていたり、明言しているわけではありません。とは言えあらゆる罪の汚れから完全に守られていたマ

3

「全能の神の比類ない恩寵と特権を」受けて原罪をまぬがれたことは、全く無償の神のご好意です。この恵みをマリアは存在の最初の瞬間から受けたのでした。

教義はこの比類ない特権が唯一無二のものであると明言はしていませんが、直感にさせてくれます。しかしこの唯一性を明確に打ち出したのは一九五三年の回勅「フルジェンス・コロナ」で、教皇ピオ十二世が「他の誰にも与えられなかった唯一無二の特権」(AAS 45(1953), 580)と述べた時でした。これによって、一部の人が考えていたように聖ヨセフにも同じ特権が与えられていたという(根拠のないものでしたが)可能性は否定されました。

処女にして母であるマリアは、原罪なく懐胎されるという比類のない恩寵を「人類の救い主イエズス・キリストの功績によって」、すなわちイエズスの普遍的贖いのわざによって受けたのです。教義を定義した本文は、マリアが贖われたとはつきり断言してはいませんが、同じ教書「イネファピリス」は別の

箇所で、「マリアは最も崇高な方法で贖われた」と述べています。これはまさに真実そのものです。キリストはその御母の贖い主であり、御母の存在の最初の瞬間から「最も完璧な方法で」（「フルジェンス・コロナ」・AAS 45(1953), 58) 聖母を贖われたのです。第二バチカン公会議は、「教会は聖母のうちに贖いの最もすぐれた実りを感嘆し、ほめ賛え」（典札憲章103番）ると宣言します。

主よ、あなたは永遠の生命の言葉を持っておられます

「あなたは命の言葉を持っておられます」：先ほど読まれた答唱詩篇の一節は、私たちが本日のお祈りの核心へと導きます。神のみ言葉の力が最初に明らかになったのは、天地創造の時でした。「光あれ。」（創世1・3）このように呼び出すことで、全ての被造物を造られたのですから。さらに聖書の記述は、み言葉の力のもう一つの側面にも光を当ててくれます。道徳秩序に関する事柄です。

神の民の信仰を増すために

4 おごそかに宣言されたこの教義は、明らかに「神が啓示された教義」と呼ぶことができます。教皇ピオ九世は「これを全ての信者は常に固く信じなければならぬ」とつけ加えています。従って、この教義を信じない者、あるいは反対の見解を持つ者は「信仰に難破した船のようであり、教会の一致から離れた者である。」

無原罪の御宿りという教えを宣言するに当たり、教皇は普遍教会の牧者として誤ることのない教えを宣べていることを自覚していました。この教えは数年後の第一バチカン公会議で荘厳に決定されました。こうして教皇は神の民の信仰に奉仕するため、不可謬の教導権を行使したのです。それがマリアの特権を定義する内容であったことは意義深いことです。

(九六・六・十二)

象徴的な価値を帯びています。紀元二千年の大聖年に当たり、シナイ山での宗教間合同会議を提案しているのはそのためです。（「紀元二千年の到来」53番参照）脱出の書から取られた本日の第一朗読は、イスラエルに与えられた十戒のうち特に最初の三条について述べています。「私は神なる主である。私以外のどんなものも、神とするな。：おまえの神なる主の名を、いつわってとなえるな。：安息日を聖とすることを、つねに思い出せ。」（20・2・3、7・8）

神がただ御一人であることをおごそかに宣言した第一戒は、全ての基本となるものです。主の他に神はありません。見えぬ神、人の手による像を持たない神は、正義を行なう御方であり、モーセに与えた律法の中に「ご自分をお現わしになりました。みことばの託身と同時に神は人となり、見えぬ神が目に見える存在となって以来、人は神の栄光に心を潜めることができようになるのです。神の姿を芸術作品として表わすことについては第二ニケア公会議で広範囲に渡って審議されました

が、見えない神が託身によって人となられたことを理由に、キリスト信者が神の像を描くことは合法とされました。

第一戒に関連して第二戒を見てもみましょう。第二戒は神の御名の濫用を戒めるのみならず、人々が当時の異教世界に広がっていた偶像崇拜におちいらぬよう、警告する内容となっております。

第三戒は、「安息日を聖とすることを常に思い出せ」（脱出20・8）です。この掟は、神が創造のわざを終えて休まれたことを詳細に語り、そのように私たちも休むべきことを示しています。他方、第四戒以降は簡潔な記述になっています。

「主よ、あなたは永遠の生命の言葉を持っておられます。」（ヨハネ6・68）旧約の神の言葉は、人となられた神のみことばキリストによって完成しました。古い契約において、道徳分野での神の創造の力は十戒に現われていましたが、新しい契約ではキリストがこの力の体現者です。従ってそれは書かれた掟ではなく、救い主の人格そのものです。

聖パウロはガラツィアとローマへの手紙で、この真理を非常に印象的に述べました。彼は法を守ることに由る義化と、キリストへの信仰による義化を比較しました。本日の第二朗読ではコリントへの第一の手紙が読まれます。「私たちは十字架につけられたキリストをのべ伝えます。それはユダヤ人にとつてつまずきであり、異邦人にとつて愚かであるが、召された人々にとつては、ユダヤ人にもギリシア人にも、神の力であり神の知恵キリストである。」（Iコリント1・22・24）

この世界を造り、人を「神にかたどり、神に似せて」（創世1・24参照）造られた神の力と知恵は、道徳秩序において十全に示されています。道徳が人間と社会の善に貢献することは、道徳律を人間の永遠の救いに役立つためのものとして定めた新約の中で確認されています。

福音書の答唱の中で、イエズスがニコデモとの対話で語った「神は御独り子を与えたもうほどここの世を愛された。それは、彼を信じる人々が：永遠の命を受けるためである」（ヨハネ3・16）という言葉が唱えられるのは、そのためです。十戒のみならず、人となられた永遠の命の源なのです。（：）

（九七・三・二、ローマ市内の教会でミサをあげられた時のお話。）

説教・講話・書簡等の抄訳

使徒的勧告

「和解と悔悛」

要約2

(前号に続き、一九八四年十二月公布の使徒的勧告「和解と悔悛」の要約を掲載します。)

では、罪という神秘をさらに進めて考えてみましょう。人間が常に考えてきた「罪の重さ」という問題です。これは見過ごせない問題であり、キリスト者の良心が答えを追求してやまなかった事柄です。神に対する反逆、および人への影響という点で、罪はいかなる理由で、またどの程度までゆゆしきものなのでしょうか。教会はこれに関する教えを持っており、その教えの主要な点について、再度明確にしています。ただし具体的なケースを取り上げた場合、必ずしも常に厳密明確に定義し、また限定することは容易ではないことも認めています。

教会は何世紀の間「大罪」と「小罪」という言葉で罪を分類してきましたが、それは特に聖書がこの二つの用語の意味と区別を明らかにしてくれるからです。聖書中の数多くの言葉を熟考し、教会博士や神学者、霊的指導者、牧者は罪を「大罪」

と「小罪」に分けたのです。

聖トマス・アクイナスをはじめとする教会博士たちによれば、「大罪」とはその赦しを得ないかぎり永遠の罰に至らしめる罪のことです。それに対し、「小罪」は単に一時的な罰(この世あるいは煉獄で償うこと)のできる部分的な罰を科する罪です。従って、教会の教えと司牧の両面で、「重大な罪」とは、実際には「大罪」と同じであると考えられています。

世界代表司教会議では「大罪」及び「小罪」の存在とその本質についてのトリエント公會議の教え(第六総会「義化について」第二章。「カトリック教会公文書資料集」)が確認されましたが、重大な事柄についてはつきり意識し、完全に承諾して犯された罪が大罪であることも再確認されました。さらに、世界代表司教会議でも討議されたように、罪の中には事柄自体から、本質的に重大で大罪となるものがあるということをつけ加えたいと思います。

今回の司教会議中、ある司教法は罪を「小罪」と「重大な

罪」、「大罪(死罪)」の三つに区別することを提案されました。こう区別することで、重大な罪と言ってもその重大さには程度の差があることを示すことができるかもしれません。でもこのような区別をしたところで、愛徳を破壊する罪と、超自然的生命を破壊しない罪との間にある根本的かつ決定的な区別が消えてしまうわけはありません。生と死の間には中間点はありません。生と死の間には中間点はありません。

同様に、大罪を今日流行の「根本的選択」というがごとき行為に限定してしまわないよう注意しなければなりません。それによれば、神あるいは隣人を明確かつ形相的に侮辱しないかぎり大罪とは言えない、というわけです。ところで、理由の如何を問わず、知りつつ故意に、大きく秩序を乱すことを選べば、それは大罪です。(…)

赦しの秘跡と和解

秘跡の中に一つ、自分の罪を自ら告発するがゆえに「告解」と呼ばれてきた秘跡があります。実際は「悔悛」の秘跡とした方が適切であり、事実そうも呼ばれています。世界代表司教会議では、和解に関係して重要であるところから、特にこの和解と悔悛の秘跡を扱いました。

今回、司教会議は告解の秘跡に関する信仰をはつきりと確認しました。告解こそ全てのキリスト者、そして全ての信じる者の共同体に、キリストの贖いの御血の力によって罪は必ず赦されるという確信を与える秘跡であるという信仰です。

キリストは使徒たちとその後継者たちに罪を赦す聖務と権能をお授けになりましたが、その意義が明らかになるにつれ、教会の中では告解の秘跡によって与えられる「赦しのしるし」についての認識が深まってきました。主イエズスご自身が、万人に与えられる慈しみと愛の賜物として(ティト3・4)、洗礼後に犯した罪を赦すために特別の秘跡を制定し、教会に委ねられたことは確かです。

この秘跡を実践するに当たって、その司式の形式は長い時代を経て発達してきましたが、秘跡の本質については、教会に確信の変化はありません。キリストの命令により、聴罪師が与える秘跡的赦しを通して赦しは個人個人に与えられます。(…)

第二の確信は、告解する人々にとつて、この秘跡がどのような働きをするかについてです。昔からの伝統的な考えによると、告解の秘跡は一種の裁判ですが、一般の裁判のように厳格

な正義によるのではなく、むしろ慈愛による裁きの座といえます。(トリエント公會議では「裁判のような」と抑えた表現をして一般の裁判との違いを強調している。)(…)

三番目に来るのが特に強調したい点で、赦しと和解の秘跡を構成する要素、あるいは部分に關するものです。(…)

何よりもまず、告解する人の良心が正しく明瞭でなければなりません。(…)この良心を明瞭にする秘跡的なるしが伝統的に「良心の糾明」と称される行為です。(…)

ところで告解する人にとつて絶対に必要なのは「痛悔」、すなわち犯した罪を断固として忌み嫌い、再び犯さないと決心をすることです。(トリエント公會議、第十四総会「告解の秘跡」第四章「痛悔」)(…)

教会は、赦しの秘跡のうち「罪の告白」を含めています。(…)たとえ誰かに心を聞くことが正当で自然な要求であるとは言え、罪の告白を心理的な自己解放の行為と考えるわけにはいきません。罪の告白は典礼行為です。こうして「罪の告白」は通常、集団の行為ではなく、個人的行為であることがわかります。罪は徹底的に個人的な事柄なのです。(次号に続く)

説教・講話・書簡等の抄訳

日曜日のミサを大切に!

(典礼は教会の基本的な特徴を明白にあらわすものでなければなりません。その特徴とは、主を祝う受洗した人々の集まりの一致ということです。)

(…)聖なることに對する感覚を保つには、意識して注意深くあることが必要ですが、同時に典礼のやり方を過度に「神聖化」することは避けなければなりません。儀式や聖なる言葉の持つ正しい意味が損なわれる恐れがあります。儀式や言葉はあくまでも、神の賜物と、人を聖化する神の現存を指し示すのが役目です。典礼祭儀を聖なるものとして生かすことは、私たちの内においてになり、私たちが自力ではできないことを可能にさせてくださる主を喜んでお迎えすることでもあります。

(教会の)使徒継承という特徴は、明らかに使徒たちにゆだねられた使命に由来するものです。使徒たちはキリストの唯一の司祭職にあずかり、役務を遂行します。こうして彼らはキリストの体全体のために働き、普遍的な司祭職に参与します。教会も、同じく使徒です。宣教の使

命を決して放棄することがないからです。信者がこの世の中で使命を果たすために行なったことは全て、典礼祭儀において神の栄光のために捧げられます。

さらに典礼祭儀は、命を与えるキリストの恩寵の助けを受けて、人々が各自の召し出しにかなうた方法で、この使命に加わるよういざないます。共同体の捧げる典礼は、一、聖、公、使徒継承の教会のメンバーが、時の状況に応じてキリストの秘義を生きたる助けとなります。主日のミサに集うことの大切さは、どんなに強調しても足りません。初期の信者たちもそれをよく知っていました。「私たちは主の日を守っている。その日、私たちの命は主と、主の死によってよみがえる。主がおられるなければ、どうして生きられようか?」(アンティオキアの聖イグナツィオ、マグネシア人への手紙9・1〜2)毎週日曜日の聖体祭儀への参加と典礼暦年のサイクルは、キリスト信者の生活リズムを与え、時間を聖化します。復活した主は時の流れの中に、天国の祝された永遠

への道を開かれました。典礼が信者の生活の残りの部分から切り離されてしまつてはならないことは、司牧者もよく心得ていることでしよう。信者は日々の私的な祈りの中で、共同体の典礼を続けるよう招かれているからです。このような霊的な鍛練は、キリスト信者が日々の生活で信仰を証し、さらに貧しい人や広く隣人たちに奉仕するための新たな力を与えてくれます。司牧者が(教会内に限らず)典礼に配慮することで、一人ひとりが生活と行ないを一致させるべきことを悟るでしょう。

救しの秘跡を大切に!

今まで典礼に對する司牧上の配慮一般について述べたことに加え、秘跡に對する司牧的配慮についても申し上げねばなりません。秘跡の問題は少数の専門家だけのものではないからです。たとえ守るべき務めをなさざりにしていた人たちがあつても、兄弟姉妹たちを暖かな愛をもって迎え入れる責任がキリストの教会全体にあります。神の秘義の奉仕者としての使命を全うするため、司祭たちは信徒の協力を頼ります。信徒はチームを組んで、洗礼や結婚、また聖体や堅信のための準備講座を開きます。それらはカテキジスおよび信仰入門の枠組みに即したものです。

若い人や大人、家庭からのさまざまな要望を受ける司牧者や共同体にとつて、人々がたどってきた道のりの意味するものを、実際の個人的な状況の中で慎重に判断することは難しい問題です。気乗りはしないけれども習慣だから教会に来ていたという態度が見受けられる場合は、求める人の内にいます聖霊の力を信じ、こたわらない心でいることが一番です。秘跡は人間の全人格に向けられた恩寵の贈り物、回心への呼びかけとし

て存在するものであつて、成熟した信仰の証しを前提として要求するものではありません。秘跡に關する役務は、福音宣教の使命全体と分かちがたく結び付いています。この役務は信仰とキリスト教生活への道をととのえ、教会の戸をたく人々が霊的な進歩をとげるよう励まし、彼らに神の呼びかけを伝えると同時に福音の要求することをもはつきりと示します。各教区やさまざまな運動が、秘跡を受けてはいるもののそれが日常生活とは異質で何の關係もない状態に陥っているような人々との接触を保つよう務めるのは、さらに望ましいことです。

いま他の秘跡についてお話しする余裕はありませんが、特に結婚の秘跡について、神の忠実な愛と契約のしるしという次元で、深くお考えいただきたいと思ひます。結婚と家庭の危機は、この秘跡のキリスト教的意味を新たに見直すことを要求しています。結婚の秘跡は、夫婦が神と人間との關係を反映する結婚の正しい意味を証しする証人となるよう導くものです。

皆さんは、救しの秘跡が魅力を失つてしまつて、とも訴えておられます。それには多くの理由がありますが、特に、個人主義が広がっていることや、

し、その使命の源でもある典礼は、教会自身が神を賛えるため行なうものです。従つて、叙階を受けた聖職者と一般信徒とは役割が違うことを認めねばなりません。何であれ信者を神に向けさせ、彼らを集めて互いに一致させ、他のあらゆる集まりと結び付けるものが最優先されるべきです。公会議はこのことを明らかにしています。「司牧者は、典礼行為において、ただ有効で合法的な祭儀挙行の法規が守られるだけでなく、信者が意識的、行動的にこれに参加し、豊かな実りを得るよう心掛けるべきである。」(典礼憲章11番)(…)

(またしても) 道德の要求に対する誤解、罪の意識や神との関係といった文化的要因が考えられます。私たちが兄弟姉妹のためになすべきは、彼らが「慈悲に富む神」(エフェゾ2・4)を啓示する福音の光を受けて、あきらめず真剣に考え続けるよう勧めることです。それはとり

わけ、罪にひしがれて神の慈悲すらも見失い、赦しの秘跡からしり込みする男女に当てはまりません。御父が救い主キリストを通じて与えられたこの感嘆すべき賜物に気づいていない人、大罪を犯してしまったため聖体拝領の前に赦しの秘跡を受けることが必要なのに、それを無視し

ている人に対しても同様です。司祭たちが和解の役割の持つ力を軽視することはありませんように。確かに労の多い仕事ですが、神の慈悲深い愛を経験した人にとっては、平和と喜びの源となるのですから。(…)
(九七・三・八、ローマ訪問中のフランス司教団へのお話。)

アンナ」を聖なるやもめの典型として描いています。アンナは神殿で幼いイエズスが奉獻されるのに出会い、大きな喜びに満たされました。苦難の中でもこのように価値ある恩寵に信頼し、寛大に応じることは可能で、すし、応じるべきなのです。

れません。まず、使徒的勧告「家庭」の中で特に注意を向けられている「別居者」「離婚者」があります。(83番参照) さらに道德的、経済的、社会的に困難な状況にある「未婚の母」たち。これら全ての人々に申し上げたいのは、そのような状態になった個人的責任はどうであれ、この人々も教会の一員であることに変わりはない、ということなのです。彼らの試練を知っている司牧者たちは、彼らを放置してはなりません。司牧者ではある限りのことで彼らを助け、励まし、自分たちもキリストの群れの中にいるのだと感じさせなければなりません。

教会シリーズ 42

独身者も教会の聖性に貢献している

1

初代教会の頃からキリスト教の伝統は、夫を失い、しばしば身寄りもなく貧しい暮らしを送る婦人たちに格別の配慮を寄せてきました。すでに旧約聖書で、貧しいやもめへの言及が見られ、共同体、特に律法に関わる責任者に対して、未亡人を親身に世話するようにとの勧めがあります。(脱出の書22・21、第二法の書10・18、24・17、26・12、27・19参照)

カ21・3、マルコ12・43参照) 息子の葬列に加わるナインのやもめを見てあわれに思い、近づいて「泣くではない」とやさしく声をかけ、息子をよみがえらせて母親にお渡しになりました。(ルカ7・11、15) 福音は「うまずたゆまず祈れ」というイエズスの言葉を示し、辛抱強く願うことで不正な裁判官の心を動かしたやもめのとえ話を例にあげています。(ルカ18・5) さらにイエズスは「やもめの家をむさぼり、長く祈るまねをする」と(マルコ12・40、ルカ20・47参照) 律法学者たちをさびしく非難されました。旧約の精神の真の完成と言うべきキリストの態度が、やもめ

への霊的・物的な助けを勧める司牧者聖パウロや聖ヤコボの勧告の根底にあります。「本当のやもめを敬え。」(1ティモテオ5・3) 「神のみに清く汚れない宗教の行ないとは、貧しい孤児とやもめを見舞う…ことである。」(ヤコボ1・27)

初代教会ではやもめに特別な役割があった

2

さて、キリスト教共同体の中で、やもめはただ世話を受ける立場に甘んじていたのではありません。祈りの生活というキリスト信者の普遍的召し出しにおいて、無視できない役割を帯びています。

ティモテオへの第一の手紙は、やもめに委ねられる主な務めは「夜も昼もたえず祈願し祈り続ける」(5・5) ことであると教えています。ルカ福音書は、七年間の結婚生活を経てやもめとなった「ファヌエルの娘

3
キリスト教共同体の司牧と霊性の枠組みの中で、やもめにも「役割」が与えられています。使徒の手紙の言葉を借りれば、「六十才以上の(つまり年配の)やもめで、一人の夫の妻だった者、子供をよく育て、客をよくもてなし、聖徒の足を洗い(古くからの)もてなしの習慣がキリスト教に取り入れられたもの)、苦しむ人を助け、すべての善を行なったという善行の証明がある人」(1ティモテオ5・9、10) となります。このように、初代教会には慈悲深い連帯の模範が見られました(使徒行録6・1参照)が、それはキリスト教の歴史において繰り返し見ることができまます。特に社会や政治上の原因、戦争や疫病などのために家族を失った人々ややもめがあふれた時には、教会は黙って見過ごすことはできません。

今日、他にも様々な状態の人があり、教会はそれらの人々にも理解と関心を示さずにはいられませんが、それは、使徒的勧告「家庭」の中で特に注意を向けられている「別居者」「離婚者」があります。(83番参照) さらに道德的、経済的、社会的に困難な状況にある「未婚の母」たち。これら全ての人々に申し上げたいのは、そのような状態になった個人的責任はどうであれ、この人々も教会の一員であることに変わりはない、ということなのです。彼らの試練を知っている司牧者たちは、彼らを放置してはなりません。司牧者ではある限りのことで彼らを助け、励まし、自分たちもキリストの群れの中にいるのだと感じさせなければなりません。

教会は、真理の要求や家庭と社会それ自体の共通善に反する行為を認めることはできませんが、そのような時でも決して、困難な状況にある人々を愛し、理解し、彼らと共にいることをやめてはなりません。教会はとりわけ、結婚に破れても忠実を失わず、再婚することなく子供たちを育てることに全力を尽くす人々を応援します。この人々には皆の支えと励ましが必要です。教会と教皇は、試練の中にあつても寛大に首尾一貫したキリスト者としてのあかしを立てつつ生きるこの人々に、賞賛を惜しみません。

不変の教え

独身も偉大な聖性への道

このカテケージスでは使徒である信徒についての考察が続いていますので、もう一度、家族としての義務が少なくなつた分をこころよく小教区やそれ以外でのキリスト教活動の推進に捧げている男女のやもめの皆さんに注目したいと思います。高い愛徳の結ぶ実りとして、さらに高いレベルの教会生命への参与に発展します。生活の質を高める道を見出し、兄弟姉妹への奉仕に自己実現を果たす人々の惜しみない献身が、教会と世界をうるおしてくれるのです。

4 良き愛のわざの模範はキリスト信者の夫婦と親たちによるものだけではありません。「同じような愛の模範は他の方法によって、男女のやもめと未婚者によって示される。彼らも教会における聖性と活動に少なからず寄与することができると。」(教会憲章41番) どういう理由による独身生活であれ、これら多くの人々は神の英知のいと高い計画が指示し、導くまに、聖性へと通じる十字架の道を見つけることができます。その十字架は、彼らを取り巻く状況にあつて、ひととき豊かな実りを約束してくれることでしょうか。(九四・八・十)

教皇さまの動き

●4・6 お告げの祈りの時のお話。「社会の将来を担うべき子供たちが戦争の担い手となつてしまわないよう、子供たちを暴力や戦争の脅威から守るよう、政治と社会生活の指導者たちに要請します。」

●4・7 バルト海沿岸ベラルーシからの司教団を迎えて。「迫害という長い冬の時代を抜け、皆さんには春が訪れました。新たな霊的再生の時に当たり、礼拝の自由への扉を開き、若い司祭や修道者の参加、教会の建設や再建を促してください。」

●4・10 教皇さまはイスラエルの新大使と会見、信書を手渡された。「エルサレムは聖なる都、平和の都です。人類共通の遺産であり、全ての人のために保ち、守らねばなりません。イスラエル側もパレスチナ側も、三つの偉大な一神教の信仰に関わる歴史的聖地を訪れる人々が敬意をもって迎えられるよう、あらゆる努力を払ってください。」

●4・11 マルセイユ大司教区の若者たち七五〇名の訪問を受けて。「福音の忠実な証人にな

ること、皆さんの内にある希望に気づくことが必要です。自らの存在の意味を求める全ての人々に、キリストが待つておられることを伝えるために。」

同日、教皇庁聖書委員会メンバーと会見。「旧約聖書によらなければキリストの秘義は完全には見えてきません。イエズスはイスラエルの民の一人、アブラハムの子孫でした。キリストと旧約との結びつきを否定するならば、キリストの秘義は内容を失ってしまいます。」

●4・12、13 教皇さまはクロアチア共和国サラエボを訪問された。4月12日、サラエボ空港での歓迎式典で。「ついに当地に来て、皆さんと会い、話すことができました。」そして特に「戦争で愛する人をなくした人、負傷した人、家を失った人々」を心に留めていると語り、励まして言われた。「平和の道を歩み、国土を再建しましょう。」

「もう戦争はたくさんです! 敵意や不寛容はごめんです!... 非人間的な暴力の論理を建設的な平和の論理に、自然な復讐の念を解放をもたらす力となる赦しに換えて、ウルト

ラ・ナシヨナリズムと民族紛争を克服しましょう。」同日夕方、市内の大聖堂で司祭・修道者・神学生たちとの会見。「長らく待ち望んだ今回のサラエボ訪問を実現させてくださった主に感謝します。私は平和の使者として参りました。声をおして言わねばなりません。戦争はもうごめんだ、と。毎日、良心の糾明をしてみる必要があります。平和を築くために今日から一人ひとりが平和に生きる権利を守り、人の尊厳を軽視するイデオロギーから生じる、あらゆる形の不寛容や迫害を退けなければなりません。」

●4・13 市内のスタジアムで5万人を前に、ふりしきる雪の中でのミサ。「皆さんには、神のみ前にイエズス・キリストという代弁者があります。イエズスの与える平和は、征服者が押しつけるような平和ではありません。力や武器に訴えず、神から人への、人と人との間の愛に発する平和です。」

「サラエボに象徴される悲劇が21世紀に繰り返されることのあるかもしれません。聖母の取次のもと、サラエボが民族・宗教を異にする人々の平和共存のモデルとなるよう、平和の君に祈ります。」

と。キリストが代弁者としてついでくださるなら、真の和解につながるこの困難ながらも必要な赦しの道を歩むことができるはずだ。」同日、帰国を前に、教皇さまはボスニア紛争のさ中、救助や援助に当たりぬごましい貢献をした四つの人道的組織に対し、ヨハネ23世国際平和賞を授与された。「今回の賞は過去の功績を賛えるだけでなく、今後とも全土の人々の平和共存を目指して働かれるよう、激励するためのものです。」

●4・15 フランスからの巡礼団を迎えて。「信徒としてキリスト教共同体を活気づけ、公共生活と社会生活に生命を吹き込む皆さんの忍耐強い働きに、感謝します。」

●4・16 恒例の一般謁見でサラエボ訪問を振り返り、ボスニア・ヘルツェゴビナ当局に感謝の意を表した後、「ようやく訪れた平和が長く続くことを祈ります。問題の解決を武力に頼ろうとする危険な誘惑に二度と落ちることのありませんように。人々と国々の間の問題が、対話と同意を通じてのみ解決されま

●4・18 バチカン美術館の後援者一五〇名を迎えて。「芸術作品の美は、人が神をたたえる最高の表現です。」

「教皇様の声」ヨハネ・パウロ二世教皇の説教、書簡、講話等を解説なしにそのまま伝える月刊紙 毎月十日発行 定価 一部百八円(送料とも) 年内予約 送料とも、二九六円から。詳しくは精道教育促進協会まで。

郵便振替 01130-8-72393